

美郷町大学生・高校生等応援給付金事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により就学費用の確保が困難となっている美郷町出身の学生の皆さんに就学の継続を支援するための給付金を支給します！

支給対象者	大学生等	高校生等の保護者
支給要件	令和2年7月1日現在において、次の要件をすべて満たしていること ①大学生等が、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校(第4学年、第5学年)、専門学校に在学していること ②大学生等の保護者が美郷町に住所を有していること	令和2年7月1日現在において、次の要件をすべて満たしていること ①高校生等が、学校教育法の規定する高等学校、高等専門学校(第1学年～第3学年)、高等専修学校に在学していること ②高校生等の保護者が美郷町に住所を有していること ※平成16年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた高校1年生については、「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」および「美郷町子育て世帯応援給付金」の対象となっているため、本事業の対象者から除きます。
給付金額	5万円	2万円

必要書類

- ①応援給付金支給申請書
(大学生等用と高校生等用があります)
- ②申請者本人名義の振込先口座の写し
- ③学生証の写しや在学証明書など在学を確認できるもの

申請期限

9月30日(水)

申請方法

左記の必要書類を町教育推進課(美郷町役場2階)までお持ちいただくか、郵送またはメール(m-kyouso_3310@town.misato.akita.jpあて)により申請してください。
 ※申請書は町ホームページからダウンロードできるほか、町教育推進課および六郷・仙南各出張所に備え付けています。
 ※申請は学生1人につき1回限りです。
 ※必要書類の郵送料金は申請者負担となります。

美郷町学校給食費助成事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の皆さんの経済的負担を軽減するため学校給食費の一部を助成します！

助成対象者

美郷町立小中学校に在籍し、かつ、町内に住所を有する児童生徒の保護者
 ※次のいずれかに該当する場合は助成金を交付できません。
 ①生活保護法に規定する教育扶助の支給を受けている場合
 ②美郷町就学援助規則の規定により給食費の支給を受けている場合
 ③給食費を滞納している場合

助成金額

児童生徒の保護者が支払った令和2年4月分から同年7月分の給食費に相当する額

必要書類

- ・助成金交付申請書
- ・申請者本人名義の振込先口座の写し

申請方法

上記の必要書類を町教育推進課(美郷町役場2階)までお持ちいただくか、郵送により申請してください。
 ※申請書は、8月に学校を通じて配布する「給食費徴収額通知書」へ同封します。また、町教育推進課および六郷・仙南各出張所にも9月1日(水)より備え付けます。
 ※必要書類の郵送料金は申請者負担となります。

申請期間

9月1日(水)～9月30日(水)

新型コロナウイルス感染症に関する新たな支援制度について

新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少する等の影響を受けた生産者の皆さんへ 「高収益作物次期作支援交付金」をご活用ください

交付金の対象になる方

令和2年2月から同年4月の間に、野菜、花き、果樹、茶の出荷実績がある、または廃棄により出荷できなかった生産者で、次期作に前向きに取り組む方

「次期作に前向きに取り組む」とは

対象品目ごとに国が定めた次期作に向けた取り組みを行う必要があります。

交付金の額は

国が定めた次期作に向けた取り組みを行ったほ場面積に応じて支払われます。

交付金単価

※ほ場面積の端数の切り捨てがあります。

対象品目	交付単価
(I) 加温(空調)装置またはかん水装置がある施設栽培の花き、大葉およびわさび	8万円/アール
(II) 加温(空調)装置またはかん水装置がある施設栽培のマンゴー、おうとうおよびぶどう	2万5,000円/アール
上記以外の野菜、花き、果樹、茶	5,500円/アール

「国が定めた次期作に向けた取り組み」とは

- ①機械化体系の導入
- ②集出荷経費の削減に資する資材等の導入
- ③品目・品種等の導入
- ④肥料・農薬等の導入
- ⑤かん水設備等の導入
- ⑥土壌改良・排水対策の実施
- ⑦被害防止技術の導入
- ⑧・労働安全確認事項の実施(講習会の受講等)
 - ・農業機械への安全装置の追加導入、ほ場環境改善・軽労化対策の導入
 - ・事業継続計画の策定等

一つのほ場に対し、①から⑧の中から2つの取り組みを行う必要があります。

※交付金単価(I)の場合、③は必須です。そのほか①②④⑤⑥⑦の中からいずれかに取り組む必要があります。

※交付金単価(II)の場合、①から⑦の中から2つの取り組みを行う必要があります。

申請手続きは

国が定めた次期作に向けた取り組みが必要なため、なるべくお早めに下記へご相談ください。

秋田おぼこ農業協同組合員の方	美郷町営農センター 千畑営農課 (美郷町土崎字上野乙1-10)	☎0187(85)4114
	// 六郷営農課 (美郷町六郷字大町35)	☎0187(84)0440
	// 仙南営農課 (美郷町境田字下八百刈266)	☎0187(82)1033
秋田ふるさと農業協同組合員の方	金沢営農センター (横手市金沢中野字根小屋162)	☎0182(37)2124
上記以外の方	美郷町地域農業再生協議会事務局 (町農政課内)	☎0187(84)4908

上記以外にも、新たに直販等を行うためのホームページ等の整備を行った場合に対する補助や高品質な花きなどを厳選出荷した取り組みに対する補助もありますので、あわせてご相談ください。

問●美郷町地域農業再生協議会事務局(町農政課内) ☎0187(84)4908